

## 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、地域における飼い主のいない猫や多頭飼育問題が生じている飼い主が所有する猫の繁殖を抑制するために、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会（以下、「協議会」という。）が指定する福岡市内の動物病院（以下、「協力動物病院」という。）で不妊去勢手術を実施する際に、必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息する特定の飼い主がいない猫をいう。
- (2) 多頭飼育問題 複数の猫を飼育している中で、適切な飼育管理ができず、「飼い主の生活状況の悪化」、「猫の状態の悪化」、「周辺的生活環境の悪化」といった影響が生じている状況をいう。
- (3) 協力動物病院 本要綱の趣旨を理解のうえ、参加同意書（様式第 1 号）を協議会に対し提出した動物病院をいう。
- (4) 不妊手術 メス猫の生殖を不能にする手術をいう。
- (5) 去勢手術 オス猫の生殖を不能にする手術をいう。

### (対象者)

第 3 条 不妊去勢手術支援を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 飼い主のいない猫に関する苦情が発生している地域の市民（自治会等の長を含む）
- (2) 多頭飼育問題が生じている市民
- (3) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術を自主的に取組む市民
- (4) その他協議会が必要であると認める者

### (申請)

第 4 条 前条第 1 号、第 2 号及び第 4 号により不妊去勢手術支援を希望する者は、申請書（様式第 2 号）に猫の一覧（別記 1）及び誓約書（別記 2）を添えて、協議会に申請しなければならない。

2 協議会は、前項の規定による申請があったときは、聞取りや現地確認等により支援の可否を決定し、支援が必要と判断した場合、不妊去勢手術依頼書兼完了届（様式第3号以下、「手術チケット」という。）を交付するものとする。

3 前条第3号により不妊去勢手術支援を希望する者は、公募期間中に協議会のホームページから申請しなければならない。

4 協議会は、前項の規定による申請があったときは、手術チケットを交付するものとする。（申請が多数の場合は抽選とする）

#### （日時の調整等）

第5条 前条第2項及び第4項の規定により手術チケットの交付を受けた申請者は、手術チケットに記載の手術実施期限までに不妊去勢手術が完了するように、協力動物病院と適宜調整のうえ手術を実施する日時を決定するものとする。

#### （猫の保護及び搬入）

第6条 申請者は、手術対象の猫を保護し、指定された日時に協力動物病院に搬入するものとする。

2 申請者は、手術対象の猫の搬入時に、協力動物病院に対し協議会から交付された手術チケットを提出するものとする。

3 申請者は、手術対象の猫を保護できず、指定された日時に協力動物病院に搬入することができない場合は、速やかに協力動物病院に連絡するものとする。

4 前項の場合において、申請者は、手術チケットに記載の手術実施期限までに不妊去勢手術が完了するように協力動物病院と再調整を行うものとする。

#### （不妊去勢手術の実施）

第7条 協力動物病院は、手術チケットを受領後、不妊去勢手術を実施するものとする。

2 不妊去勢手術が終了したときは、再手術等を防止するために、不妊手術の場合は左耳の先端を、去勢手術の場合は右耳の先端をV字型に切除するものとする。

3 麻酔後に手術対象の猫が手術済みであることが判明した場合、前項に定める処置のみを行うものとする。

4 前3項に要した費用は、協議会が負担するものとし、申請者は費用を負担しないものとする。

(猫の引取り)

第 8 条 申請者は、不妊去勢手術の終了後、協力動物病院が指定する日時に協力動物病院から手術対象の猫を引き取らなければならない。

(実績報告等)

第 9 条 協力動物病院は、手術チケットに必要事項を記入のうえ善良に保管し、別表 1 に定める期間ごとに協議会に対し提出するものとする。

(支払い)

第 10 条 協議会は、前条により提出を受けた実績をもとに、第 7 条第 4 項に定めるとおり、協力動物病院に対し次の各号に掲げる額を支払うものとする。

(1) 不妊手術 1 件につき 16,000 円

(2) 去勢手術 1 件につき 10,500 円

2 協議会は、前項の支払いを別表 1 に定める期日までに、協力動物病院が指定する口座に支払うものとする。

(申請者の遵守事項)

第 11 条 申請者は、手術チケットを利用して不妊去勢手術を実施する場合、他の者から、その対価として金銭や物品等を受け取らないこと。

2 第 3 条第 1 号及び第 3 号の申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 手術後の猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者への譲渡に努めること。

(2) 手術後の猫を解放する場合、元の生息場所付近の安全な場所で行うこと。

(3) 前号で解放した猫に給餌および給水等を行う場合、近隣住民の理解を得るように努めるとともに、適切な餌の管理や糞尿処理を行うこと。

3 第 3 条第 2 号の申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 手術後の猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者への譲渡に努め、飼育頭数の減少を図ること。

(2) 手術後の猫は、屋内飼育に努め、周辺へ迷惑が及ばないよう適正な管理を行うこと。

(支援実施後の報告等)

第12条 協議会は、申請者に対し、手術後の猫の生息状況や飼育状況等について、聞き取りまたは報告を求めることができる。

2 申請者は、協議会から前項の求めがあった場合、適宜協力しなければならない。

(不妊手術実施決定の取り消し等)

第13条 偽りその他不正の方法により不妊去勢手術の申請を行った場合、又は当要綱(当要綱で規定する様式等含む)の規定に従わずに不妊去勢手術の実施が認められた時は、協議会は、交付したチケットの回収、又は既に行われた不妊去勢手術に係る費用を申請者に対し請求することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項については別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

(手術支援拡大に伴う第3条、第4条、第5条及び第11条の改正、別表1及び様式第3号の修正)

【別表 1】

支払い対象期間	協議会への報告期間	支払期限
4月から6月実施分	7月1日から7月31日迄	8月末日
7月から9月実施分	10月1日から10月31日迄	11月末日
10月から12月実施分	1月1日から1月31日迄	2月末日
1月から3月実施分	3月1日から3月31日迄	4月末日

(様式第1号)

年 月 日

参加同意書

(宛先) 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会会長

住所

氏名

飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱に基づく不妊去勢手術について、以下のとおり協力動物病院として参加することに同意します。

○動物病院名

○動物病院住所

○手術予約時の連絡先

■振込先

金融機関名		支店名 (支店番号)						
預金種目	普通・当座	口座番号						
口座名義	(フリガナ)							

【参考】月間手術受け入れ可能頭数： 頭/月

※可能頭数を超え、手術対応できない場合は、相談者に対しその旨説明し、他の協力動物病院に連絡するようご案内ください。

(様式第2号)

年 月 日

## 申請書

(宛先) 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会会長

住所

氏名

電話番号

下記のとおり猫の不妊去勢手術を実施したいので飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱第4条に基づき、別紙を添えて申請します。

### 記

#### 1 手術を希望する理由

- 地域に生息する特定の飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため
- 飼い猫について、要綱第2条第2号に定義する多頭飼育問題が生じているため

#### 2 手術対象となる猫の一覧

別記1のとおり

#### 3 手術対象となる猫の保護及び協力動物病院への搬送

- 保護及び搬送について、申請者自身で実施可能です
- 保護及び搬送について、他者の協力を必要とするため、協議会およびその関係者間で申請内容を共有することに同意します

#### 4 誓約書

別記2のとおり

(別記 1)

手術対象となる猫の一覧

番号	生息場所	性別	毛色	年齢	備考
1		オス・メス 不明		カ月 才	
2		オス・メス 不明		カ月 才	
3		オス・メス 不明		カ月 才	
4		オス・メス 不明		カ月 才	
5		オス・メス 不明		カ月 才	
6		オス・メス 不明		カ月 才	
7		オス・メス 不明		カ月 才	
8		オス・メス 不明		カ月 才	
9		オス・メス 不明		カ月 才	
10		オス・メス 不明		カ月 才	

※一回の申請につき、10頭が上限となります。

※手術対象の猫が10頭以上いる場合、今回申請した10頭全ての不妊去勢手術が終了すれば、再申請が可能となります。

(別記 2)

## 誓約書

私は、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱第 4 条に基づく申請を行うにあたり、下記の事項を誓約します。

### 記

- 1 申請した猫は、福岡市内に生息する猫であること。
- 2 飼い主のいない猫の保護にあたっては、飼い猫を誤って保護することがないように注意喚起するため、掲示、回覧等の方法により、あらかじめ周辺住民へ周知をすること。
- 3 飼い猫を誤って不妊去勢手術してしまった場合等、手術の実施に関して発生した責任問題等については、自らの責任をもって飼い主等との間で解決すること。
- 4 猫の健康状態によっては手術ができない場合があることを了承していること。
- 5 手術中又は術前術後に当該猫が死に至る等の不測の事態が生じうることを了承し、協議会および協力動物病院に対し責任を問わないこと。
- 6 当該猫の不妊去勢手術が終了したことが外見から判断できるよう、手術と同時に右耳もしくは左耳の先端をV字型に切除することについて了承していること。
- 7 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱第 11 条の事項を遵守すること。
- 8 不妊去勢手術の終了後、協議会から当該猫の生息の状況等について報告等を求められた場合、適宜協力すること。
- 9 当事業における不妊去勢手術の権利を他人に譲渡等行わないこと。

年 月 日

住 所

氏 名

〈参考〉 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業実施要綱（抜粋）

（申請者の遵守事項）

第 11 条 申請者は、手術チケットを利用して不妊去勢手術を実施する場合、他の者から、その対価として金銭や物品等を受け取らないこと。

2 第 3 条第 1 号の申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

（1）手術後の猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者への譲渡に努めること

（2）手術後の猫を解放する場合、元の生息場所付近の安全な場所で行うこと。

（3）前号で解放した猫に給餌および給水等を行う場合、近隣住民の理解を得るように努めるとともに、適切な餌の管理や糞尿処理を行うこと。

3 第 3 条第 2 号の申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

（1）手術後の猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者への譲渡に努め、飼育頭数の減少を図ること。

（2）手術後の猫は、屋内飼育に努め、周辺へ迷惑が及ばないよう適正な管理を行うこと。

不妊去勢手術依頼書兼完了届

No.

【宛先】協力動物病院院長

裏面記載の注意事項を確認し、全てに同意の上で「飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業」における、猫の不妊去勢手術を依頼します。

依頼日： 年 月 日

(申請者情報)

住所			
氏名		電話番号	

(手術対象猫の情報)

性別	メス ・ オス	毛色	
生息場所			

手術実施期限	まで
--------	----

以下、協力動物病院記入欄

【宛先】飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会会長

下記のとおり、「飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業」における猫の施術を実施しました。

施術内容	<input type="checkbox"/> メス不妊手術+耳先カット	<input type="checkbox"/> メス耳先カットのみ	<input type="checkbox"/> 施術不能
	<input type="checkbox"/> オス去勢手術+耳先カット	<input type="checkbox"/> オス耳先カットのみ	(理由: )

【動物病院名】

【施術獣医師名】

【施術日】 年 月 日

## 不妊去勢手術に関する注意事項

□不妊去勢手術を依頼する猫は、以下のものに限ります。

- ・市内に生息する飼い主のいない猫
- ・多頭飼育問題が生じている飼い主の飼い猫

□あらかじめ動物病院に、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会（以下、協議会という。）の手術支援事業での手術である旨を伝え、来院日時を予約し、病院の指定する時間までに猫を連れて来院してください。また、術後のお迎え日時についても、病院の指示に従ってください。

□手術予定の猫が手術予定日に保護できなかった場合は、速やかに手術予定の動物病院に対しその旨連絡してください。

□ご相談された協力動物病院に手術の先約が入っている場合など、ご希望の日時で予約をとれないこともありますので、ご了承ください。また、近隣の協力動物病院にご相談することも併せてご検討ください。

□手術実施期限（表面記載）がありますので、期限を超過しないようご注意ください。

□猫は捕獲器等に入れた状態で動物病院に搬入してください。（※捕獲器等を布でくるんだ状態にすると猫が落ち着いて安全です。）

□「不妊去勢手術依頼書兼完了届」は必ず猫の搬入日当日に協力動物病院に提出してください。

□猫の健康状態その他の事情により施術できない場合があります。また、施術方法及び術前、術後の管理方法については各動物病院に一任して頂きます。

□不妊去勢手術を行なった猫に対しては、手術済みであることを識別するための耳先カットを施します。

□施術動物病院及び協議会は、本事業の手術等により猫が死亡したり後遺症が発生したりする等の不測の事態が生じた場合にも、一切の責任を負う事はできません。

□不妊去勢手術及び耳先カット以外の施術、治療・検査等をご希望の場合は別途有料になります。詳しくは各動物病院にお問い合わせください。